

(写)

龍ヶ崎市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月30日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第36号

龍ヶ崎市監査委員条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市監査委員条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員の賠償責任の監査等） 第7条 監査委員は、<u>法第243条の2の9</u>第3項又は第8項後段（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定により、市長から監査又は意見を求められたときは、60日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。	（職員の賠償責任の監査等） 第7条 監査委員は、<u>法第243条の2の8</u>第3項又は第8項後段（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定により、市長から監査又は意見を求められたときは、60日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。